

和歌山県

未成年者喫煙防止条例が 制定されました

(平成20年4月1日施行)

未成年者にたばこを「吸わせない」「買わせない」
環境を作りましょう



販売業者の方は…

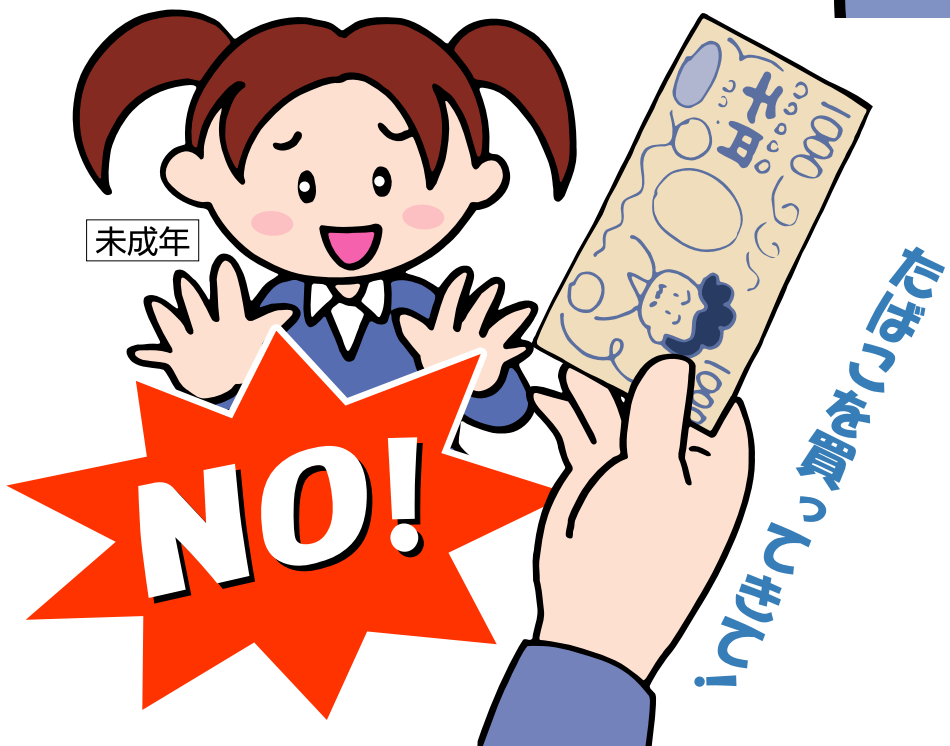
- たばこを購入しようとする人が明らかに成年である場合を除いて、**運転免許証等で年齢確認を!!**

購入希望する方は…

- 店側から年齢確認を求められたら、**年齢の分かる書類を提出しましょう!!**

みんなで…

- 未成年者の喫煙を防止し、他人のたばこの煙を吸わせないようにしましょう。
- 未成年者に対して、たばこの購入依頼をしてはいけません。



お問い合わせ

和歌山県環境生活部県民局
青少年・男女共同参画課 健全育成班

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL:073-441-2502 FAX:073-441-2501